

呉市新婚・子育て世帯 定住支援事業

市内在住の新婚世帯又は子育て世帯の、市内定住及び中古住宅の流通促進を図るため、中古住宅を購入し、定住する場合に購入費の一部を予算の範囲内で補助します。

新婚・子育て世帯が、中古戸建て住宅
や中古集合住宅を購入し定住する場合

最大100万円



基本額
30万円

+

加算額

親世帯と近居の場合

10万円

居住誘導区域内の場合

10万円

解体建替の場合

50万円

対象者・補助額

- 本市に定住するための中古戸建て住宅や中古集合住宅(新耐震基準を満たす)を購入(三親等内の親族から購入する住宅は除く)する新婚世帯又は子育て世帯
定住…本市の住民基本台帳に記録され、かつ、5年以上本市に生活の本拠を有すること
新婚世帯…申請日において、婚姻日から3年以内または実績報告までに婚姻する予定で、かつ夫婦ともに40歳未満の世帯
子育て世帯…申請日において、中学生以下の子がいる世帯(申請日と同じ年度内に出産予定などを含む)
- 基本額 上限30万円(購入費の1/2) ●加算額 最大70万円 ※基本額と加算額の合計は、購入額の1/2を超えない。

加算対象	内容	加算額
親世帯と近居	親世帯(申請者または、その配偶者の親世帯)と同じ小学校区内または直線距離2km以内に居住すること	10万円
居住誘導区域内	呉市立地適正化計画で定められた区域内であること(都市計画課で確認してください。)	10万円
解体建替	居住誘導区域内の中古戸建て住宅の購入に合わせ、当該住宅を解体して新たに戸建て住宅に建て替えること	50万円

対象住宅

- 土砂災害特別警戒区域内でないこと。(事前に確認しておいてください。)
- 本市内にある過去に居住の用に供されたことのある、自ら居住するために所有する『中古戸建て住宅(延べ床面積50㎡以上のもの)』及び『中古集合住宅(専有延べ床面積50㎡以上、新耐震基準を満たしているもの)』。
- ※解体建替は、居住誘導区域内の中古戸建て住宅を購入し、当該住宅を解体して『新築戸建て住宅(延べ床面積50㎡以上、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上の性能を有しているもの)』に建て替える場合に限りです。
- ※併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上の家屋に限りです。

補助要件

- 呉市に5年以上定住すること。
- 自治会に加入すること。(自治会が結成されている地域に限る。)
- 世帯全員が、暴力団員でないこと。 ●世帯全員が、本市の市税を滞納していないこと。
- 対象住宅(建物及び土地)の所有権保存登記又は所有権移転登記の登記名義人になること。
- これまでに当該事業で実施の住宅取得に関する補助金を受けたことがないこと。

注意点・手続き上の期限等

- 中古住宅を購入(所有権移転登記完了)する前に補助金交付申請手続きが必要です。
 - 令和8年度予算の範囲内で実施する事業です。
 - この補助金は、所得税法における一時所得に該当する場合があります。
- ※その他、詳細については、お電話またはホームページでご確認ください。

利用申請書式はこちら



きて



【フラット35】 地域連携型も利用できます。年△0.5%

お問い合わせ先: 呉市住宅政策課 (0823)25-3394 FAX(0823)24-6831
〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎5F

呉市公式キャラクター「呉氏」